

地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書

消費者被害・トラブル額は、令和2年（2020年）1年間で約3.8兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の強化が非常に重要である。全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保するためにも、地方公共団体が消費者行政を推進していくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠である。しかしながら、国が地方消費者行政に対して措置する交付金の予算額が消費者庁創設時に比べ大幅に減額されているとともに、活用等に制限が定められており、このままでは地方消費者行政が後退するおそれがある。

このことは、地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要がある。今般の交付金の大幅な減額により、地方消費者行政が後退することは、国全体の消費者行政の後退につながるものであり、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

よって、国におかれでは、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討すること。
- 2 少なくとも、地方公共団体が消費者行政を行うために必要な予算措置を行い、地域の実情に合わせた活用ができる仕組みとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

熊本県議会議長 溝 口 幸 治

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 山東昭子様
内閣総理大臣 岸田文雄様
財務大臣 鈴木俊一様
内閣府特命担当大臣 若宮健嗣様
(消費者及び食品安全)